

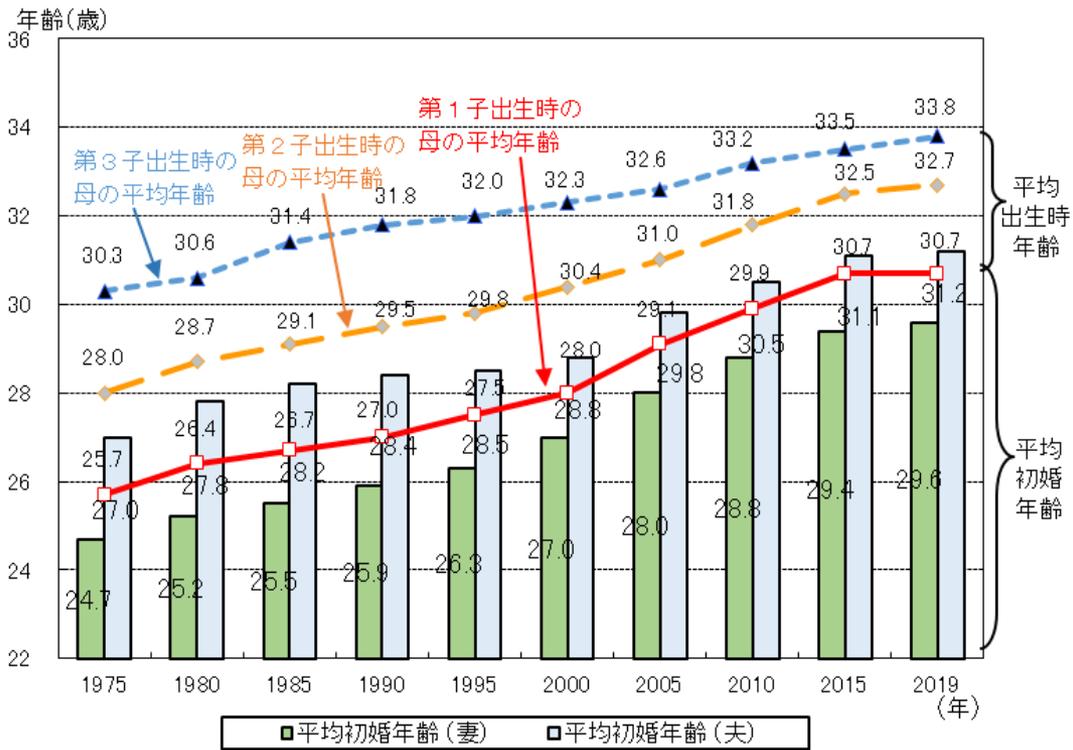
結婚と家族をめぐる基礎データ

内閣府男女共同参画局
令和3年5月18日

結婚の動向①

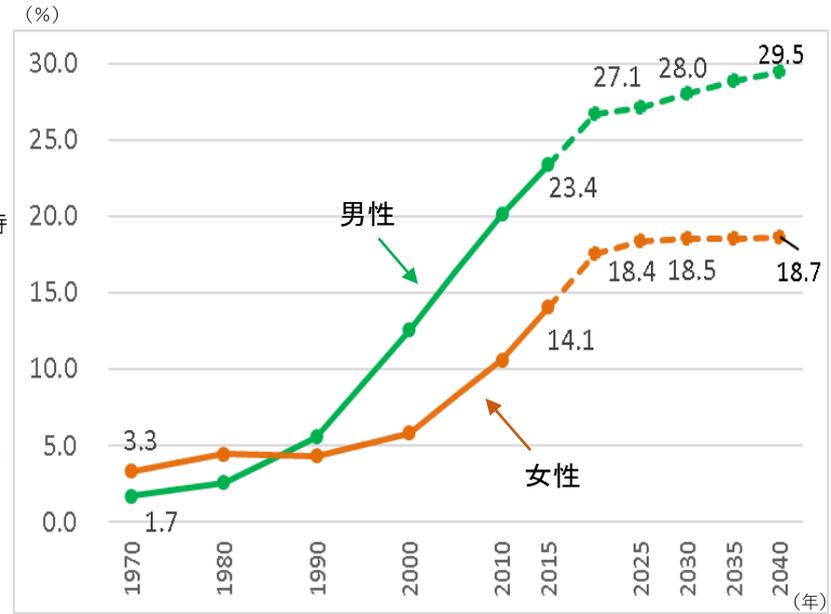
- ・ 平均初婚年齢及び母親の平均出生時年齢は、上昇している。
- ・ 50歳時の未婚割合は、男女ともに上昇している。

平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」より内閣府男女共同参画局作成。

50歳時の未婚割合



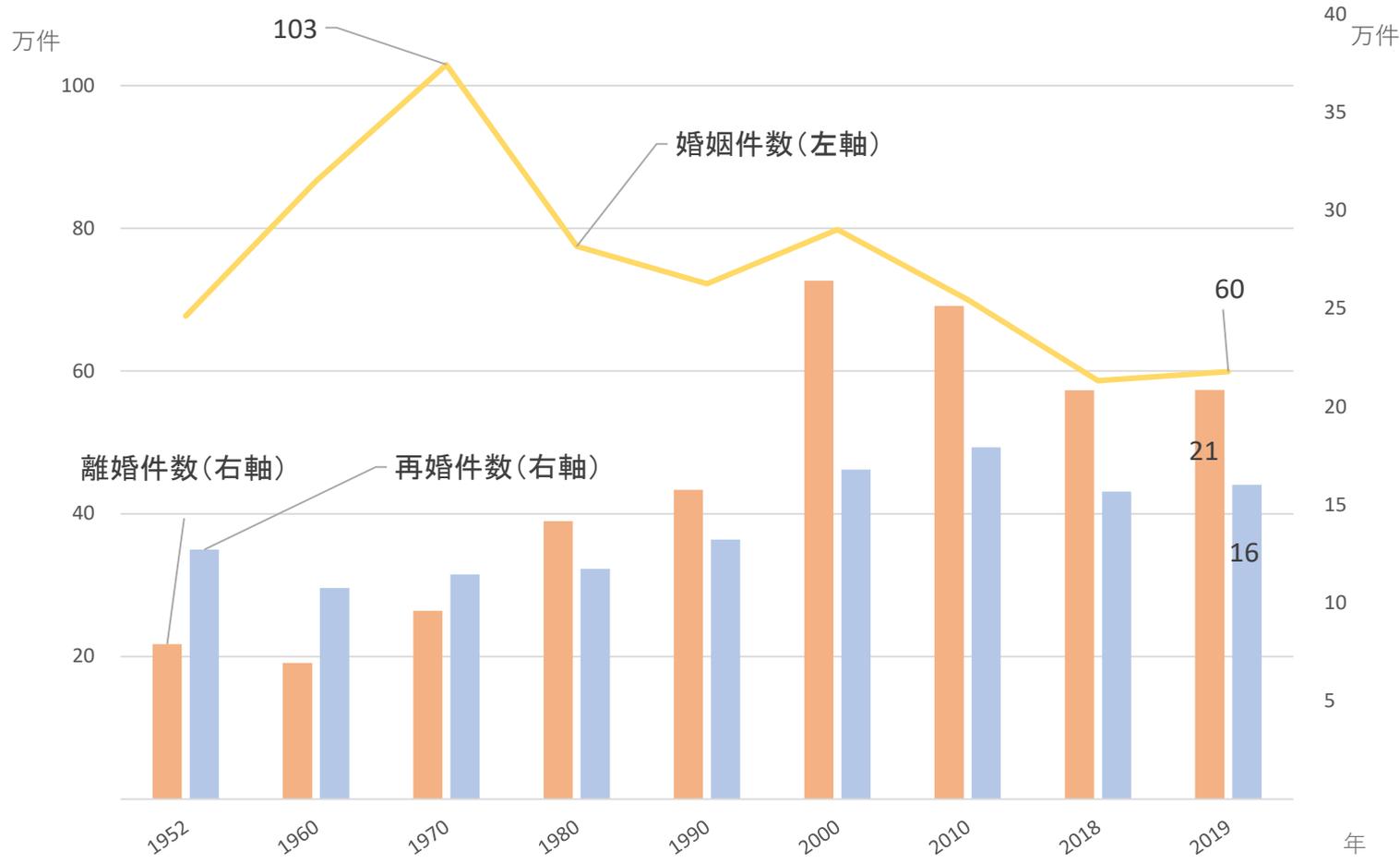
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2020)」、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018(平成30)年推計)」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向①

- ・ 離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・ 近年は、年間60万件の婚姻件数に対し、離婚件数は年間21万件。

結婚・離婚・再婚件数の年次推移

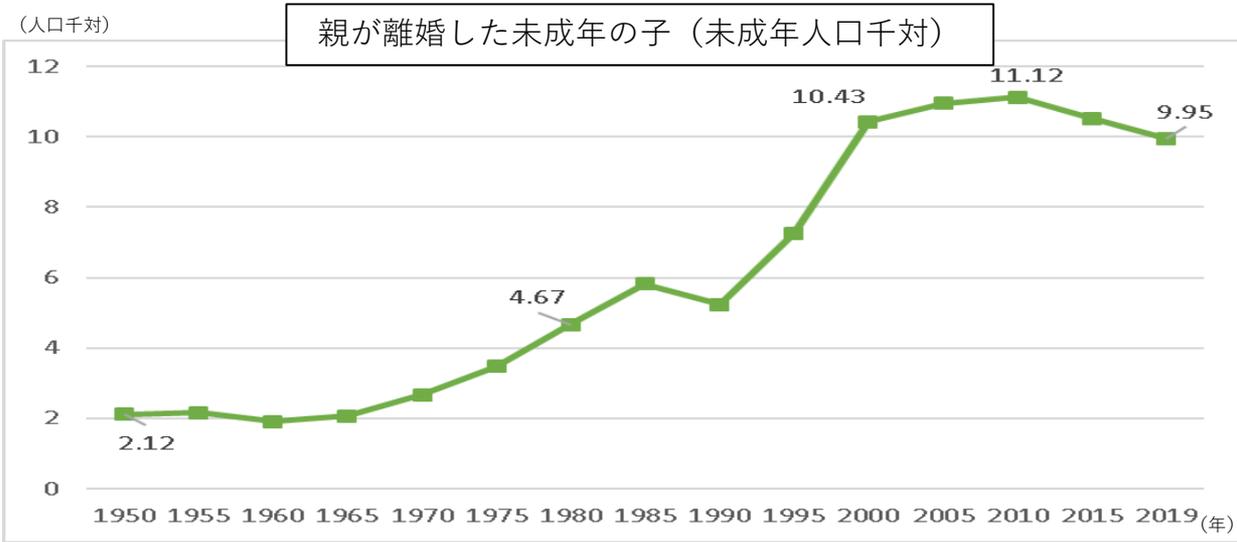
※再婚件数：夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚



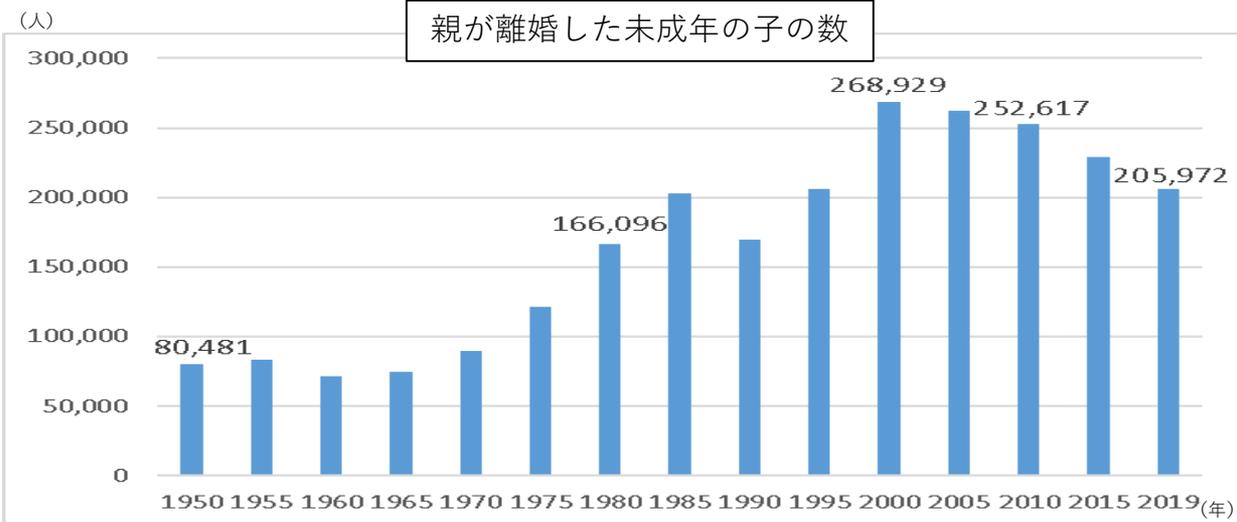
(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向②

・ 親が離婚した未成年の子は毎年20万人ずつ生じており、未成年人口1000人に対する割合は、この20年ほど概ね10で推移している。



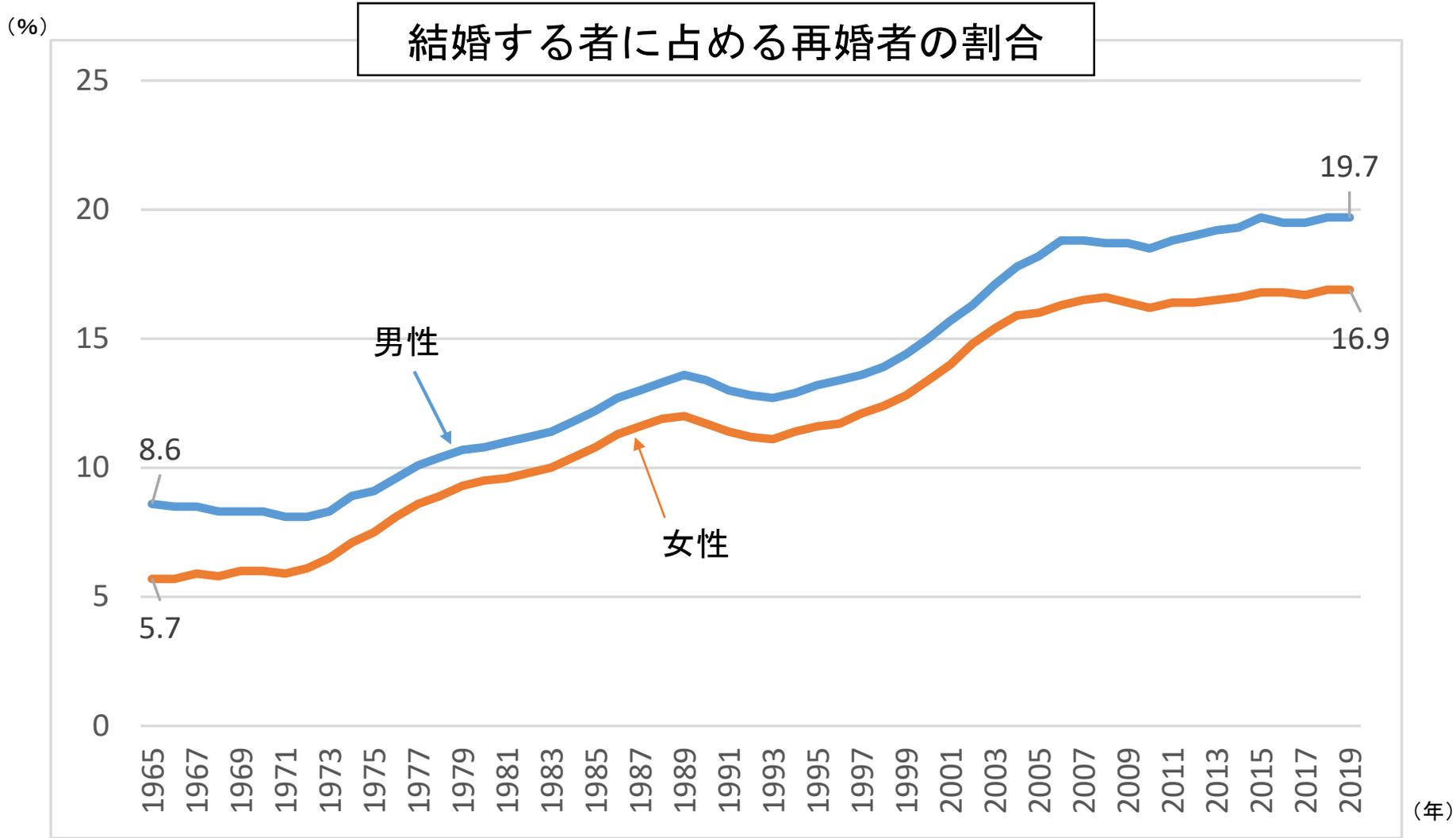
(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。



(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向③

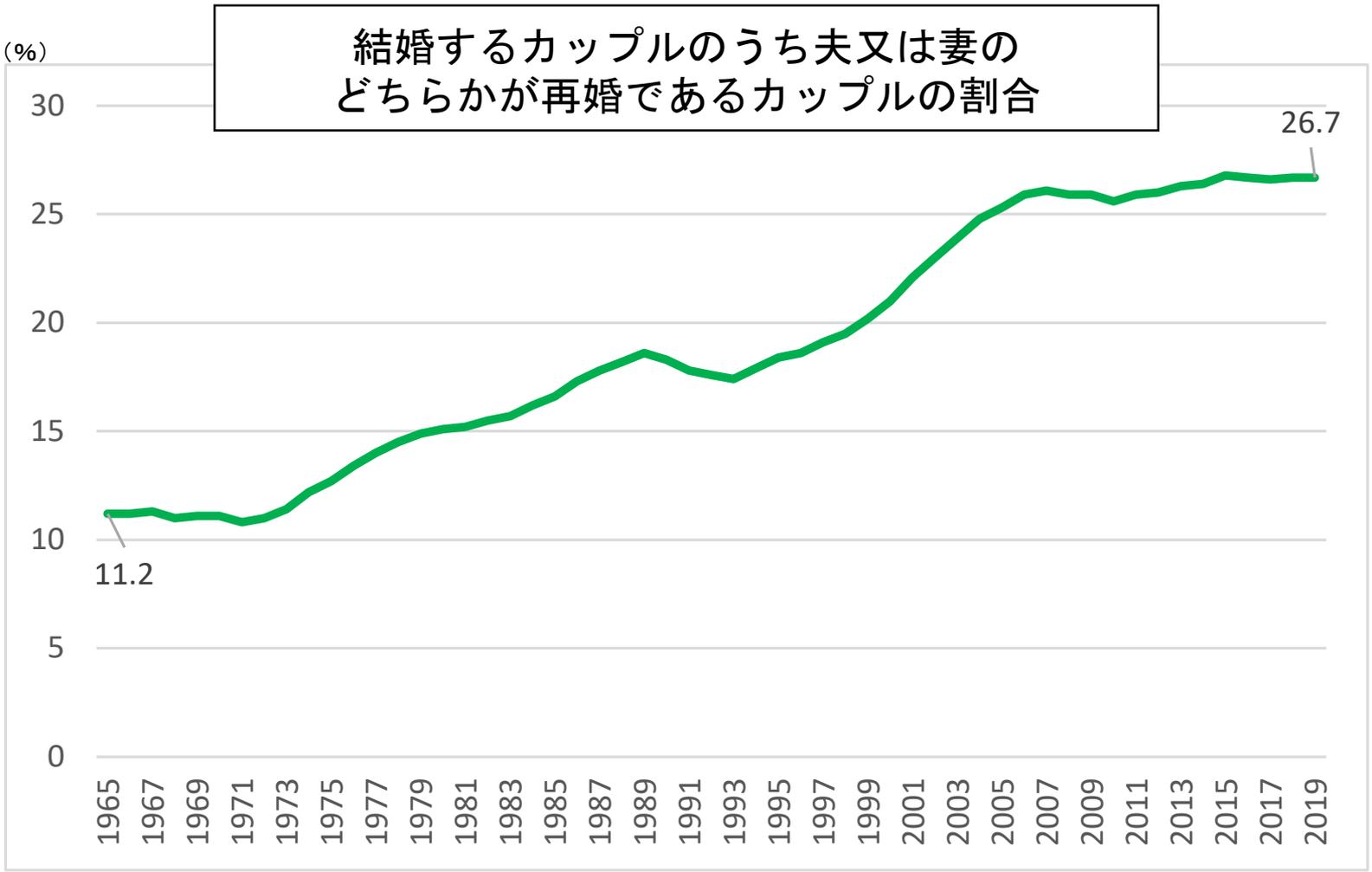
- ・ 結婚する者に占める再婚者の割合は、男性、女性ともに増加傾向。
- ・ 再婚者の割合は、男性の方が一貫して高い。



(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より内閣府男女共同参画局作成。

離婚・再婚の動向④

・結婚するカップルのうち、夫又は妻のどちらかが再婚であるカップルの割合は上昇しており、直近では4組に1組以上。

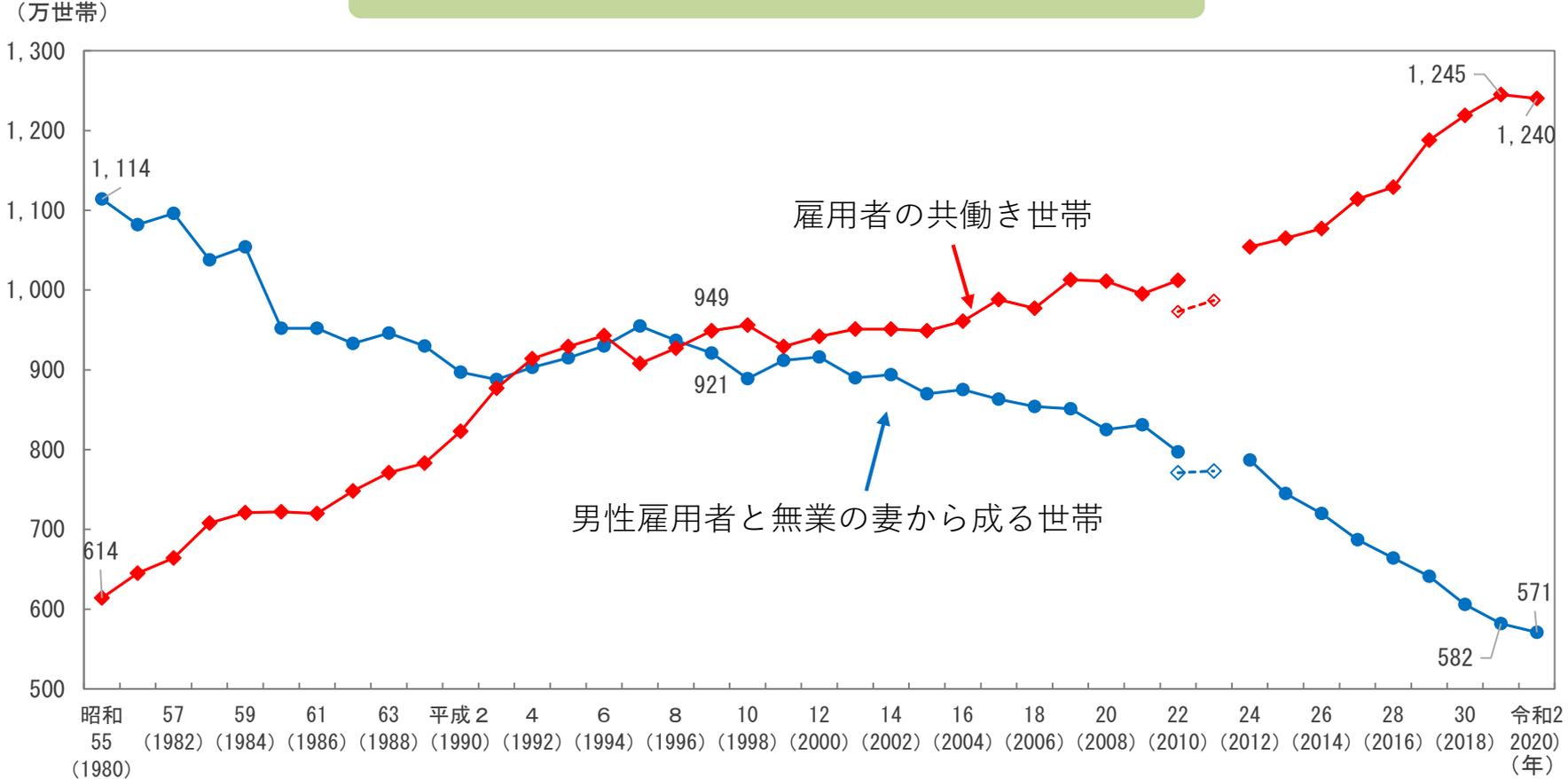


(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より内閣府男女共同参画局作成。

共働き世帯の増加①

- ・「雇用の共働き世帯」と「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の数は1990年代半ばに逆転。
- ・2020年においては、3分の2の世帯が「雇用の共働き世帯」。

共働き等世帯数の推移



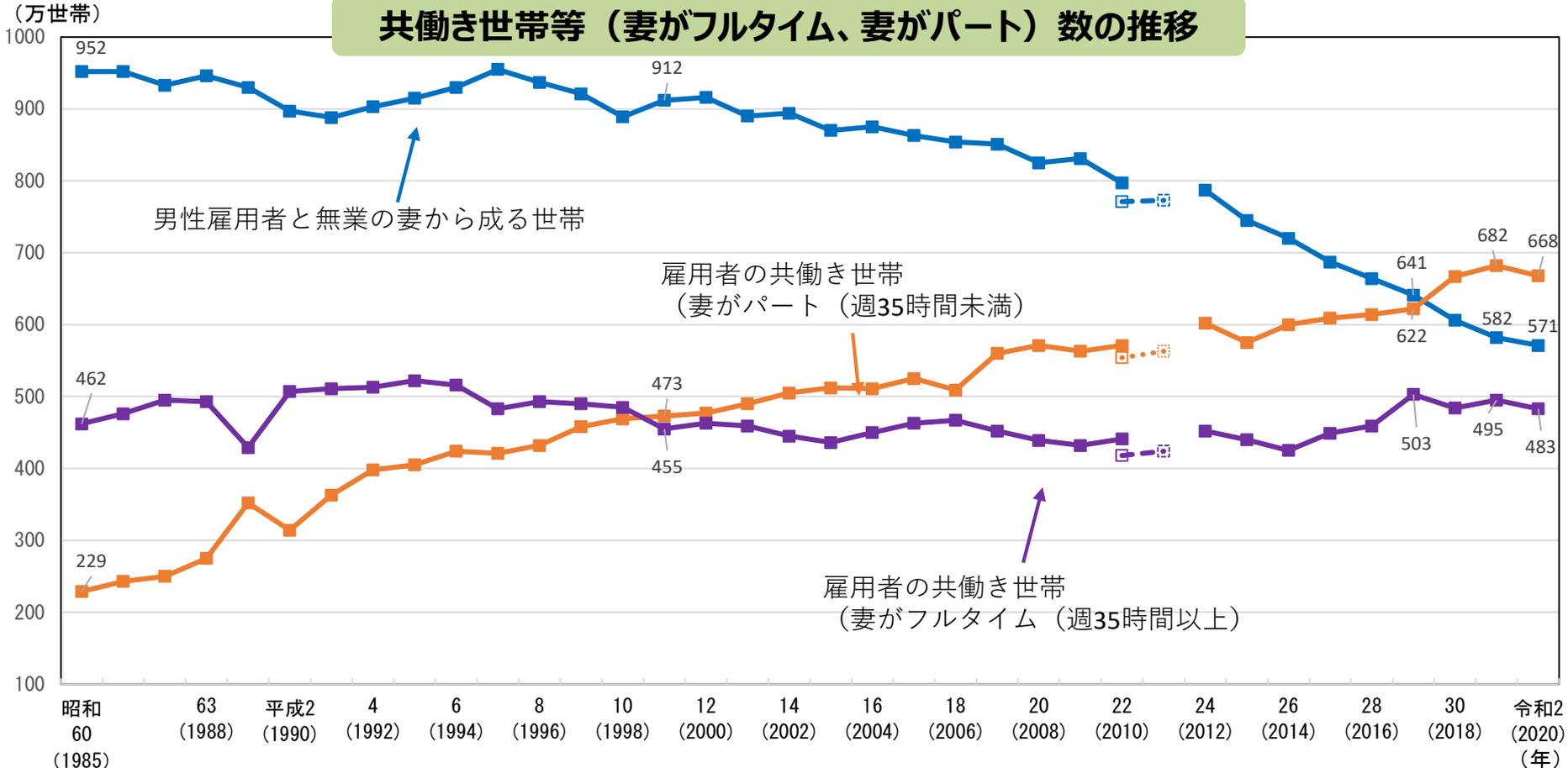
(出典) 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。「雇用の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

共働き世帯の増加②

- ・「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は長期的に減少傾向、「雇用者共働き世帯（妻がパート）」は長期的に増加傾向にあり、両者の数は2018年に逆転。
- ・一方、「雇用者の共働き世帯（妻がフルタイム）」は、1985年以降概ね横ばい。

共働き世帯等（妻がフルタイム、妻がパート）数の推移



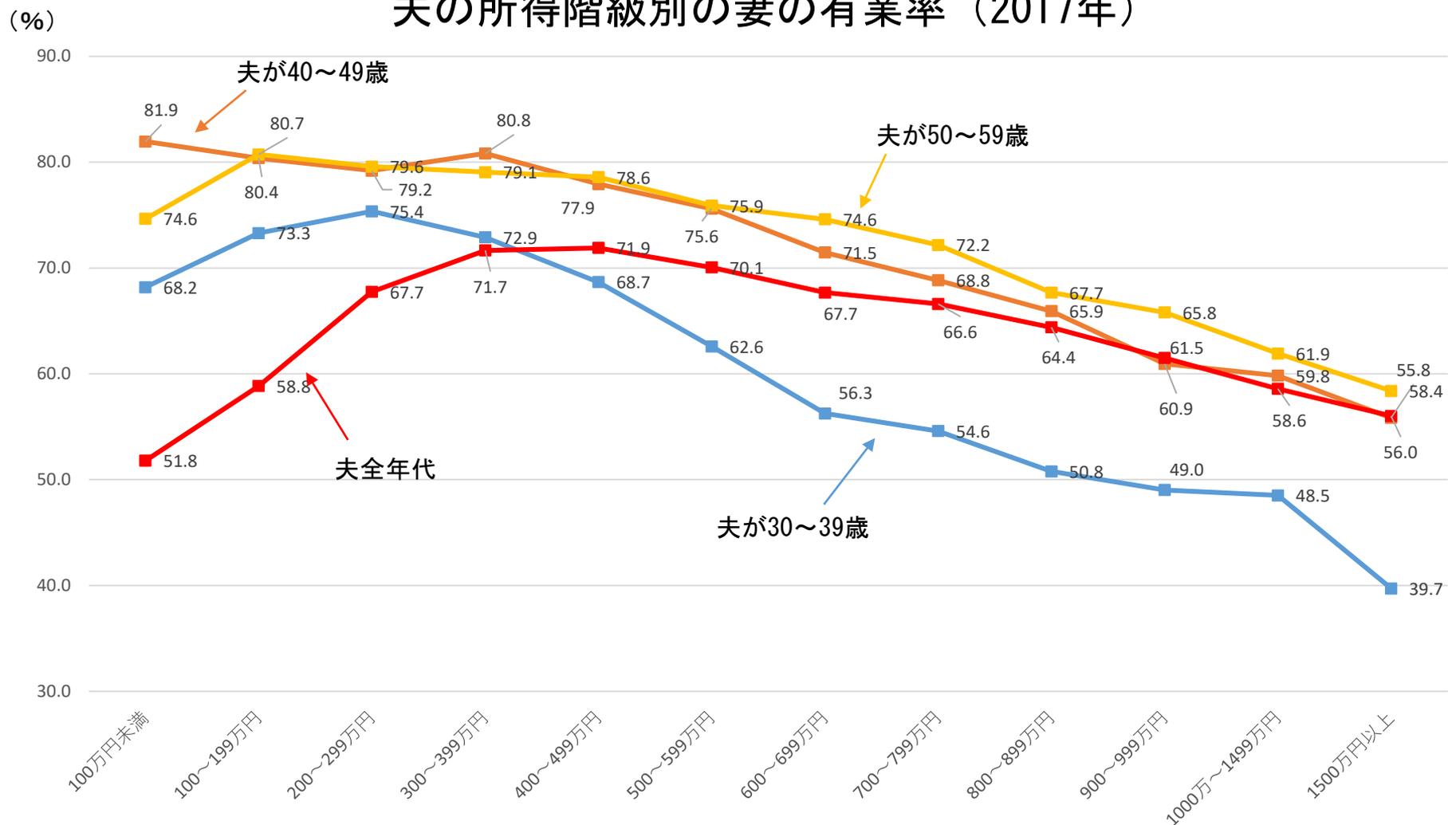
(出典) 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。「雇用者の共働き世帯(妻がパート(週35時間未満))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間未満の世帯。「雇用者の共働き世帯(妻がフルタイム(週35時間以上))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間以上の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

夫の所得階級別の妻の有業率①

・夫の年齢が30代、40代、50代の、夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）を見ると、夫全年代と比べて、夫の所得が高くなるほど妻の有業率が低くなる傾向がみられる。

夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）

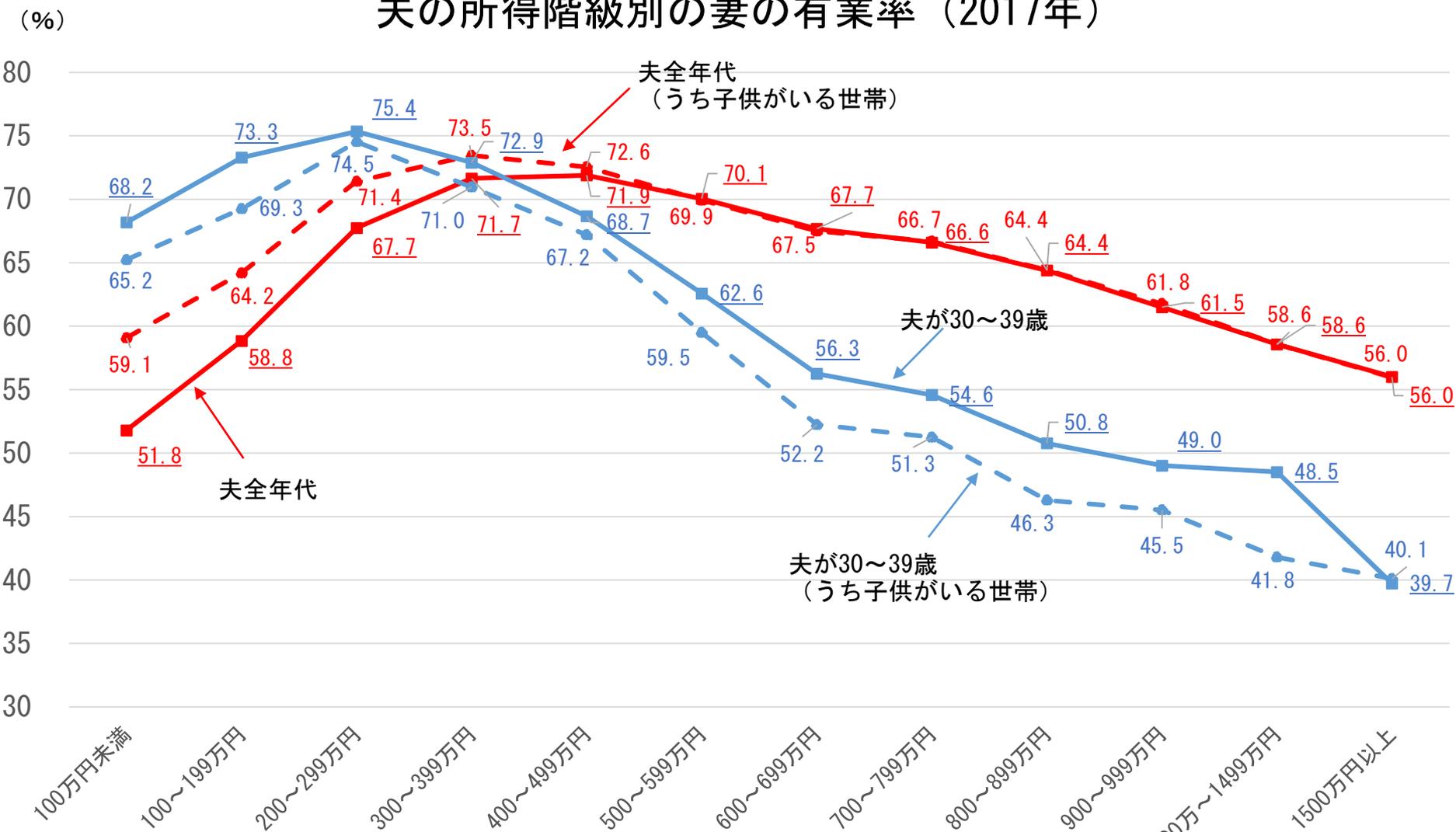


(出典) 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

夫の所得階級別の妻の有業率②

- ・ 30代の夫の所得階級別に見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる傾向。
- ・ 夫が30代の場合は、子供がいる世帯の妻の有業率は低くなっている。

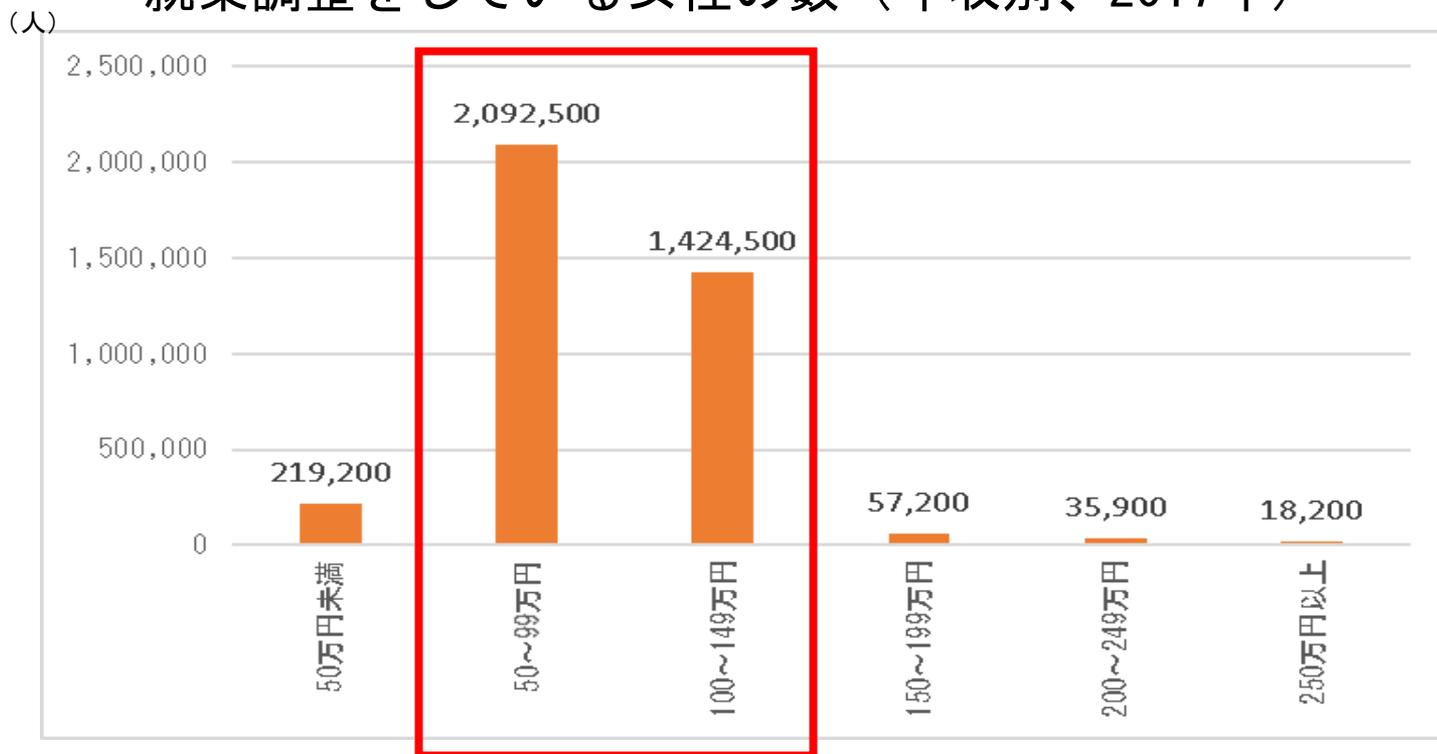
夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）



(出典) 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

(参考)

就業調整をしている女性の数（年収別、2017年）



（出典）総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問いに対する「している」との回答を集計。

就業調整をしている（女性）	3,862,100人
---------------	------------

就業調整をしていない（女性）	5,209,100人
----------------	------------

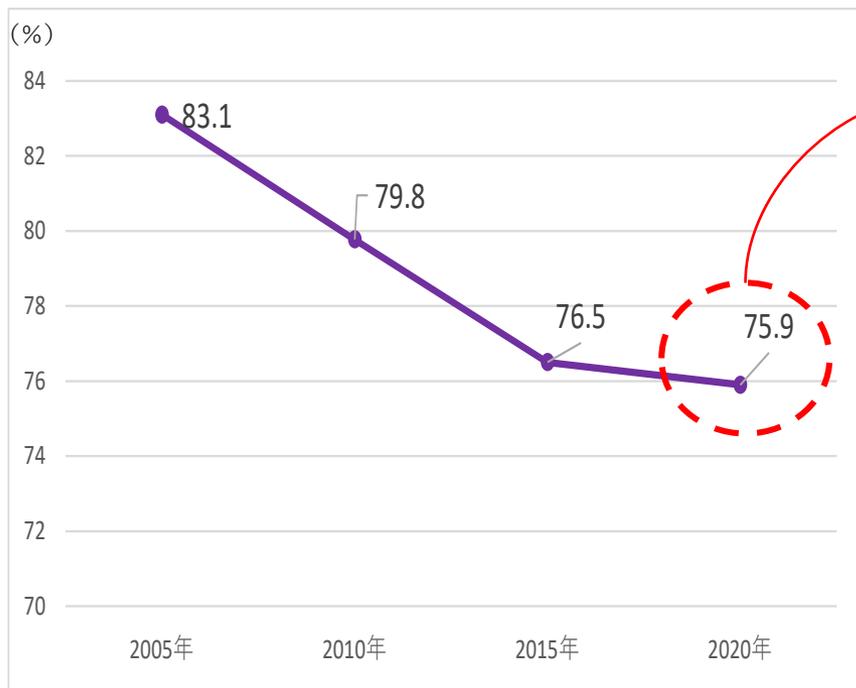
（出典）総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

(参考)

○家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として4分の3を占めている。

○令和2年（2020年）においては、配偶者に家族手当を支給している企業のうち、配偶者の収入による制限がある企業は85.6%。その多くが103万円（45.0%）又は130万円（31.7%）を収入制限にしている。

家族手当を支給している企業



配偶者に家族手当を支給する	79.1%
配偶者に家族手当を支給しない	20.9%

配偶者の収入による制限がある	85.6% (100%)
103万円	(45.0%)
130万円	(31.7%)
150万円	(9.4%)
その他	(13.9%)
配偶者の収入による制限がない	14.4%

（出典）人事院「職種別民間給与実態調査」（各年）より内閣府男女共同参画局作成。

（出典）人事院「職種別民間給与実態調査」（令和2年）より内閣府男女共同参画局作成。